

国内アンテナショップ実証事業委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

国内アンテナショップ実証事業委託業務

2 業務の趣旨・目的

道の公式アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」（以下「どさんこプラザ」という。）は、道産品の販路拡大や魅力発信だけではなく、新商品に係る現地消費者の反応を確かめるテスト販売や、催事スペースでの対面販売、さらには食の専門家への無料相談などを通じて、道内事業者のマーケティング活動を支援する場として大きな役割を担っている。

本業務は、マーケティング支援機能を持つどさんこプラザの店舗展開にあたり、どさんこプラザを試行的に設置し、マーケティング効果と出店に係るコスト負担などを踏まえた店舗展開の可能性を検証することを目的に実施する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、業務の遂行に当たり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については食産業振興課及びどさんこプラザ運営受託者と協議の上、実施すること。

(1) どさんこプラザの実店舗検証

次の(ア)～(ウ)の視点でどさんこプラザを試行的に設置し、店舗展開の可能性を検証する。

- (ア) 未出店圏域における新市場での展開
- (イ) 有望商圏など人口集中都市での展開
- (ウ) 既存店舗を拠点とした展開

ア 出店場所

次の(ア)～(ウ)のエリアの中から、(ア)から1カ所以上、(イ)または(ウ)から1カ所以上の合計2カ所以上の都市に出店すること。

- (ア) エリアⅠ～九州地方、中国地方、四国地方の都市
- (イ) エリアⅡ～首都圏の都市
- (ウ) エリアⅢ～関西圏の都市

提案する際には、出店を予定する場所及び出店理由を明確にすること。

なお、ショップインショップの方式での出店も可とする。

イ 出店期間

1店舗あたり原則6ヶ月とする。

ただし、出店に際しての各種条件や制約等により検証期間を短縮せざるを得ないとしても、本業務の目的が達成できると判断する場合は、この限りではないが、提案する際には理由を付記すること。

ウ 出店内容

次の(ア)～(ウ)を具備すること。

(ア) 店舗外観は、道産品を販売していることが明確に認識できるようにし、「北海道どさんこプラザ」の看板等を設置すること。なお、「北海道どさんこプラザ」は北海道の登録商標のため、商標の使用に関しては、道と協議すること。

(イ) 販売する商品はおおよそ道産品50品以上とし、うち「ウ」のテスト販売商品は20品以上とすること。

※道施策商品の説明用POP・ポスター等を掲示すること

※販売商品は基本的には常温品とし、冷蔵品、冷凍品の販売提案も可

(ウ) 広告、ポスター掲示や動画を活用するなど、お客様に道産品及び北海道の魅力が伝

わるような工夫を行うこと。

提案する際には、商品数、商品レイアウトのイメージなどを明確にすること。

エ 道産品の市場データの収集

販売活動を通じて客層や売れ筋商品の動向、地域の特性把握などの市場データを収集すること。

オ テスト販売の実施

どさんこプラザにおけるテスト販売制度を参考に実施すること。

※どさんこプラザにおけるテスト販売制度の紹介（北海道 HP）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

提案する際には、当該店舗で実施するテスト販売について、商品選定、販売期間、フィードバック内容などを明確にすること。

カ 調査・分析

上記ア～オの実施結果等の調査・分析を行い、ショップインショップの方式を含め、出店に向けた課題やテスト販売実施に係るコスト負担、取り組むべき事項等をまとめること。

提案する際には、調査・分析項目を明確にすること。

(2) 検証用説明書の作成

上記（1）の結果を踏まえ、有識者会議に対して実施状況や結果、課題等を提示するための説明書を作成すること。

なお、提出期日については、道と協議すること。

(3) 事業実施報告書の作成

上記（1）に係る報告書を作成し、委託期間内に納品すること。

(4) 成果物の提出

納入成果物及び形態は次のとおり。

- ・ 報告書（紙媒体〔A 4 版〕：10 部、電子媒体〔CD-R 又は DVD、メール送付可〕：1 式）
※電子媒体は、Windows10 で起動する Microsoft Office で対応可能なものとする。
- ・ 説明書（電子媒体〔メール送付可〕）

4 委託期間

契約締結日の日から令和 7 年(2025 年) 3 月 19 日(水)までとする。

5 積算上限額

委託料 17,797 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識、技術、相応しい実績を有しているか。

イ 業務を円滑に遂行するのに十分な業務実施体制が整っているか。

ウ スケジュールは業務の確実な実施が見込めるものとなっているか。

エ どさんこプラザ・道内関係自治体・食関連団体・地域の食関連事業者との関係や道産品の十分な知見、マーケティングの実績を有しているか。

(2) 企画提案内容

ア 事業の趣旨や指示書の内容を十分に理解した内容となっているか。

イ 実店舗検証を実施するにあたり、検証の視点を踏まえた出店場所となっているか。

また、出店理由は明確となっているか。

ウ 実店舗検証を実施するにあたり、十分な出店期間となっているか。

エ 道産品の市場データ収集やテスト販売の実施など、具体的な出店内容となっているか。

オ 調査・分析項目は、出店に向けた課題やテスト販売実施に係るコスト負担、取り組むべき

事項等必要事項等をまとめる内容となっているか。

カ 有識者会議に対して提示する検証用説明書及び事業実績報告書の作成は、実店舗検証の結果を総合的に評価し、今後の店舗展開につながるものであるか。

キ その他、創意工夫がみられるか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点）

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点）

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。（宣言している場合に加点）

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 再委託の禁止

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）6月24日（月）12時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。
ただし、提出期限である6月24日は12時までとする。

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
(道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書〔写し〕や認証書〔写し〕)
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)7月8日(月)12時(必着)
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。
ただし、提出期限である7月8日は12時までとする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 マーケティング係（担当：吉田、小倉）

電話 011-204-5766（直通）